

令和 8 年度 松伏町特定任期付職員採用試験受験案内

採用予定日：令和 9 年 4 月 1 日

任期：採用の日から3 年間

※ 業務の状況等により、5 年を超えない範囲で 1 年ごとに更新する場合があります。

【特定任期付職員について】

「松伏町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に基づき、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する方を、任期を定めて採用する職員です。

応募はこちら



1 職種、受験資格及び採用予定人数等

職 種	受 験 資 格	採用予定人数
建 築	次のいずれにも該当する方 ・一級建築基準適合判定資格者の登録を受けている方 （建築基準法に基づき建築主事として任命することができる方） ・申込時点において、建築確認に関する職務経験が 3 年以上ある方	若干名

※ 令和 8 年度に松伏町が実施する職員採用試験のいずれかを受験した方は、本試験を受験することができません。

※ 職務上、自動車を運転する機会があるため、申込時点で普通自動車運転免許を所持していることを条件とします。普通自動車運転免許を所持していない方は、申し込むことができません。

※ 日本国籍を有しない方又は地方公務員法第 16 条に規定する次のいずれかの欠格条項に該当する方は受験することができません。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

イ 松伏町の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない方

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条に規定する罪を犯し、刑に処せられた方

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

※ 建築士法第 7 条及び第 8 条並びに建築基準法第 77 条の 59 に規定する欠格事由に該当する方は、受験することができません。

2 職務の内容

- (1) 限定特定行政庁である松伏町において、建築基準法等に基づく建築確認に関する審査・確認業務を中心に、建築行政に関する事務に従事します。
- (2) その他の担当業務及び決裁権限等については、採用後、所属長と協議の上、決定します。

3 申込方法・添付書類等

- (1) インターネットを利用した電子申請により申し込んでください。

受付期間	<u>10月1日(木) 8時30分～10月31日(土) 23時59分</u>
申込方法	松伏町ホームページから電子申請フォームに接続し、申し込んでください。 ※ ホームページの「松伏町職員採用試験電子申請システム申込方法」を確認してから入力してください。また、入力後は申込内容を確認し、入力漏れ等がないことを確認してから送信してください。
添付書類	(1) 普通自動車運転免許証の写し (2) 建築基準適合判定資格者登録証の写し ※ 上記以外にも、受験資格等の確認のため、追加書類の提出を求める場合があります。

- (2) 添付書類はPDF形式または画像形式で添付してください。
- (3) 入力事項に不備がある場合又は添付書類に不足等がある場合は、受け付けることができません。
- (4) 代理による申込みはできません。必ず本人が申し込んでください。
- (5) 提出された申込書類は返却しません。
- (6) 重要な連絡を確実に受け取ることができるよう、メールの受信設定や電話の着信拒否の解除を必ず事前に行ってください。

4 試験日程等

職 種	試験	試験日等	試験会場	合格発表
建 築	書類選考	申込受付終了後、2週間程度	—	申込受付終了後、3週間程度
	面接試験	申込受付終了後、1か月半程度を目安に、受験者と相談の上、平日のいずれかに決定します。	松伏町役場	申込受付終了後、2か月程度

※ 試験会場は変更になる場合があります。

- (1) 面接試験の可否は、受験者本人宛てに簡易書留郵便で通知します。
- (2) 電話、FAX又は電子メールによる可否の照会には応じません。

5 試験の内容

＜書類選考＞ 申込者を対象として実施します。

種 目	内 容
書類選考	申込書類の記載内容により、専門性等を勘案して選考します。

＜面接試験＞ 書類選考の合格者を対象として実施します。

種 目	内 容
個別面接試験	職務への適性等について、個別面接を行います。

6 採用時期・任期

原則として、令和9年4月1日付けで採用します。任期は、採用の日から3年間とします。ただし、業務の状況等により、5年を超えない範囲で1年ごとに更新する場合があります。

なお、採用後に次のいずれかに該当することが判明した場合は、採用を取り消すことがあります。

(1) 受験資格を満たしていない場合

(2) 申込書類の記入事項が事実と異なる場合

(3) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかになった場合

(4) その他、任命権者が不適当と認めた場合

7 給与・勤務条件（令和8年10月1日現在）

(1) 給与

給料月額 405,000円

※ 採用日までに条例等の改正があった場合は、給料月額等が変更となることがあります。

※ 上記のほか、地域手当、通勤手当及び期末・勤勉手当が支給されます。

※ 住居手当、扶養手当、時間外勤務手当、休日勤務手当等は支給されません。

(2) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。

(3) 休日及び休暇

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）が休日となります。ただし、配属先により異なる場合があります。また、年次有給休暇、夏季休暇、結婚、出産、忌引き等の場合の特別休暇などがあります。

(4) 福利厚生

埼玉県市町村職員共済組合に加入します。共済制度により、住宅、自動車等の購入時に利用できる低利の貸付や、東京ディズニーランド等のテーマパーク、映画館、宿泊施設などの利用に対する割引・補助制度等があります。

8 試験結果の提供

次のとおり、本人の試験結果を提供します。

提供できる人	提供する項目	提供期間	場 所
書類選考・面接試験の 受験者本人	各試験の得点及び順位	各試験の合格発表の日から 1 か月間	政策総務課

※ 本人確認できる書類（自動車運転免許証等）を持参してください。

9 その他

面接試験当日は、悪天候等により公共交通機関に遅延等が発生する場合がありますので、気象情報等に注意し、時間に余裕をもって試験会場へお越しください。また、試験開始時間に変更が生じる場合は、松伏町ホームページの新着情報に掲載しますので、必ず確認するようにしてください。

10 問い合わせ先

松伏町 政策総務課 職員担当

〒343-0192 松伏町大字松伏2424番地

TEL 048-991-1896（直通）

URL <https://www.town.matsubushi.lg.jp/>

町のイメージキャラクター「マッピー」

